

PO Navigator 利用特約

第1条（本特約の目的）

1. 本特約は、鈴木株式会社（以下「当社」という。）が、契約者に提供する IT システムである PO Navigator（以下「本サービス」という。）に共通する事項について定めるものとします（以下「本特約」という。）。
2. 本特約は、当社が定める IT システム利用規約（以下「原規約」といい、本特約と併せて「本規約」という。）の一部を構成し、本サービスの契約者（原規約に定義）に対し、原規約と一体となって適用されます。なお、本特約で使用する用語は、別段の定めがない限り、原規約の定義に従うものとします。
3. 本特約に記載のない事項は全て原規約の定めるところによるものとします。この場合、原規約第 1 条第 2 項に本サービスも列記されているものとみなします。ただし、本特約と原規約が矛盾・抵触する場合、本特約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条（トライアル利用）

1. 当社は、当社の判断で契約者に対して本サービスを無料（当社が提供する物流サービスに付随して提供する場合を含み、初期設定費用を除き、本サービスの利用に関して独自の利用料金を徴収しない場合をいい、以下同じとします。）で利用させることができます。その場合、契約者が無料のトライアルとして本サービスを利用できる期間（以下「無料トライアル期間」といいます。）は、利用申込書等に記載された利用開始日から 30 日、または契約者が利用申込書等に記載した有料サービスの利用開始日のいずれか早く到来する日まで継続します。ただし、無料トライアル期間について契約者と当社で別途合意した場合はこの限りではないものとします。なお、契約者が本サービスを無料トライアルで利用することを選択し、当該無料トライアル期間内に有料サービスに移行しなかった場合は、本サービスは無料トライアル期間の満了と同時に終了するものとします。
2. 当社は、契約者が本サービスを無料トライアルで利用する場合、一切の技術サポート提供等の義務を負わないものとし、本サービスに関して当社の帰責事由に起因して契約者が損害を被った場合においても、契約・不法行為またはその他のいかなる責任の理論にかかわらず、当社は契約者に対して一切の責任を負わないものとします。
3. 本条第 1 項において、当社が契約者と無料トライアル期間を別途合意し、その期間が 30 日以上と定めていた場合であったとしても、当社は契約者に対する 30 日前までの通知により、無料トライアル期間を中途解約することができるものとします。

第3条（禁止行為）

契約者は原規約第 20 条に加え、本サービスを利用するにあたり以下の各号に定める行為を行わないものとします。

- ① 本ソフトウェアあるいは本ソフトウェアに関するドキュメントの複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、リース、担保設定等を行う行為

- ② 利用契約に基づいて提供される本ソフトウェアを使用する権利を譲渡、転売、あるいはその使用を許諾する行為
- ③ 本ソフトウェアあるいは本ソフトウェアに関するドキュメントを修正、翻訳、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本ソフトウェアの派生製品を作成する行為
- ④ 契約者が本ソフトウェアの構成部分を分離して使用する行為
- ⑤ 前各号の趣旨に照らし、当社が不相当と判断した行為

第4条（当社のアクセス権）

契約者は、当社が技術的な問題の解決のため、または契約者からの要望に基づくソリューションを提供するために、契約者のユーザアカウントを利用して、本サービス（契約者のデータを含みますがこれに限られません。）にアクセスすることがあることを了解するものとします。

第5条（本サービスの終了）

原規約第 28 条第 3 項における「やむを得ない事由」には、当社と第三者ソフトウェアを提供する第三者との本サービスを提供するために必要な契約が終了する場合を当然に含むものとします。

以上

制定日：2026 年 8 月 20 日

公開日：2026 年 8 月 20 日